

令和7年度生産性向上支援訓練事業取組団体要件

令和6年11月13日制定
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
宮崎支部宮崎職業能力開発促進センター

1 事業取組団体要件

宮崎県における生産性向上支援訓練（以下「生産性訓練」という。）の事業取組団体は、生産性訓練の趣旨・目的を理解し、かつ、以下の（1）から（12）までに掲げる要件を満たす必要があること。

なお、自らの会員企業だけでは十分な数の受講者を確保することが困難な事業主団体が複数集まって合同で本事業に取り組むこともできるものとするが、この場合、主として事業に取り組む事業主団体は以下の（1）から（6）まで及び（8）から（12）までに掲げる要件を、それ以外の事業主団体は以下の（1）、（4）及び（9）から（12）までに掲げる要件を満たす必要があるものとし、以下の（7）については複数の事業主団体が合同で要件を満たす必要があること。

（1） 次のイからへまでのいずれかに該当する事業主団体であること。

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する次の（イ）から（ヌ）までのいずれかに該当する団体

- （イ） 事業協同組合
- （ロ） 事業協同小組合
- （ハ） 信用協同組合
- （ニ） 協同組合連合会
- （ホ） 企業組合
- （ヘ） 協業組合
- （ト） 商工組合
- （チ） 商工組合連合会
- （リ） 都道府県中小企業団体中央会
- （ヌ） 全国中小企業団体中央会

ロ 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

ハ 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所

ニ 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会

ホ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する公益社団法人及び公益財団法人を含み、事業主を主な会員とし、当該事業主に対する支援を主な目的として設立され、活動している（※1）法人に限る。）

へ イからホまでに該当しない事業主団体であって、宮崎県内で平成30年度に

事業取組団体の認定を受けた団体のうち、同年度中に良好な実績により生産性訓練を実施したとセンターが認めた団体

- (2) 生産性訓練を適切に実施することができる事務運営体制（※2）を有していること。
- (3) 会員企業に対する人材育成を継続的に取り組んでいること（※3）。
- (4) 会員企業が抱える生産性向上に関する課題及び人材育成ニーズを的確に把握していること。
- (5) 生産性訓練を実施して会員企業の実業性向上に取り組む意欲と能力を有していること。
- (6) 生産性訓練の実施に必要な実績と経験を有した講師を用意できること。
- (7) 生産性訓練の実施に当たり受講者を10人以上（そのうち6人以上は、おおむね3社以上の会員企業の従業員とする。）確保できること。
- (8) 当該事業主団体を実施機関として活用することが、地域の中小企業等の生産性向上に効果的であるとセンターが認めた事業主団体であること。
- (9) 事業取組団体が実施する業務の内容を正しく理解し、センターの指示に適切に対応できること。
- (10) 過去に宮崎県内で事業取組団体として生産性訓練を実施したことがある者のうち、センターからの改善指示を受けた者については、原因分析や改善策を検討し、十分な再発防止策が講じられているとセンターが判断できる者であること。
- (11) 生産性訓練の実施機関として登録されている者でないこと。
- (12) 次のいずれの事項にも該当しない者であること。
 - イ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
 - ロ 予決令第71条の規定に該当する者
 - ハ 生産性向上支援訓練事業取組団体申請書（以下「団体申請書」という。）提出日現在において、厚生労働省より指名停止措置又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）より競争参加資格の停止措置を受けている者
 - ニ 教材等の著作権法（昭和45年法律第48号）違反等、関係法令に違反し処罰の対象又は損害賠償の対象となった者であって、当該事実が判明した日から2年を経過していない者
 - ホ 機構が定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条に規定する反社会的勢力に該当する者
 - ヘ 団体申請書提出日現在において、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去3か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中（執行猶予の場合は執行猶予期間経過中）の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検若しくは起訴されている者

- ト 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）に定めるところの破壊的団体及びその構成員
 - チ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に定めるところの風俗営業、性風俗関連特殊営業及びこれらに関連する業務従事者
 - リ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続の申立てがなされている者
 - ヌ 税法違反等、公序良俗に違反し、社会通念上、業務を委託することが相応しくないセンターが判断した者又は判断する者
 - ル その他業務委託先として適性を欠くと当支部分任契約管理者が判断した者又は判断する者
- (※1)「事業主を主な会員とし、当該事業主に対する支援を主な目的として設立され、活動している」とは、会員のおおむね 2 / 3 以上が企業又は事業主団体で構成され、会員企業・団体の行う事業活動の改善発達のための支援を主たる活動内容としていることをいう。
- (※2) センター、講師、受講者等との連絡調整、受講者の募集・受付、受講料の振込等に関する事務、各種書類・資料の作成、受講者からの問い合わせや苦情等への対応、訓練当日の事故・災害等の緊急事態への適切な対応や受講者が所属する企業その他必要な機関に対する連絡調整等ができる体制として、事業責任者（講師との兼務は不可）が 1 人以上配置されていること。
- (※3) 過去 3 年度の間に各年度 1 回以上、会員企業を対象とした研修等（通信の方法による実施を含む。）を実施していること。

2 適用日

本事業取組団体要件は、令和 6 年 1 1 月 1 3 日から適用する。